大阪府立学校条例の改正（概要）

教育委員会事務局教育振興室支援教育課

■改正の理由

・平成21年１月策定の「『大阪の教育力』向上プラン」及び平成21年３月策定の「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、大阪府立枚方支援学校、大阪府立むらの高等支援学校並びに大阪府立西浦支援学校を設置するため、所要の改正を行う。

・大阪府立西浦支援学校の開校に伴い、大阪府立八尾支援学校東校を閉校するため、所要の改正を行う。

・大阪府と大阪市では、現在、新たな大都市制度の実現に向けた検討を進めており、府・市の業務を改めて整理する中、学校教育法第80条に特別支援学校の設置義務は都道府県にあるとされていることから、支援学校の運営については広域自治体である府に一元化することとし、平成28年度より、大阪市立特別支援学校12校を大阪府に移管するため、所要の改正を行う。

・上記に伴い、学校名の重複を避けるため、大阪府立視覚支援学校の学校名を変更するため、所要の改正を行う。

■改正の内容

(1)大阪府立枚方支援学校、大阪府立むらの高等支援学校並びに大阪府立西浦支援学校の新設に伴う規定整備（別表第２関係）

①　大阪府立枚方支援学校、大阪府立むらの高等支援学校並びに大阪府立西浦支援学校の項を追加する。

②　大阪府立八尾支援学校東校の項を削除する。

(2)大阪市立特別支援学校12校の大阪府への移管に伴う規定整備（別表第２関係）

①　大阪市から移管を受け府立特別支援学校として新設するため、特別支援学校12校の項を追加する。

　　②　上記①に伴い、大阪府立視覚支援学校の名称を大阪府立大阪南視覚支援学校に変更する。

■施行期日

　(1)①平成27年１月１日

　（理由）新校開校準備並びに入学者選抜、入学者決定検査等の業務を行うため、平成27年１月１日付けで、管理職、教員を配置する必要があるため。

②平成27年４月１日

　（理由）平成27年３月31日をもって大阪府立八尾支援学校東校を閉校するため。

(2)①②規則で定める日

（理由）大阪市から特別支援学校の移管を受けるに際しては、大阪市立学校設置条例の改正が前提となるため、施行日を規則で定めるもの。

■政策アセスメント・制度間調整

　・大阪府立学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定

　・大阪府立学校の管理運営に関する規則（昭和32年教育委員会規則第４号）の一部改正

　・大阪府基金条例に基づく府の機関の指定（昭和55年４月1日大阪府告示第525号）の一部改正

　・予算執行機関の指定（昭和63年大阪府告示第471号）の一部改正

　・市立学校の移管については、大阪市教育委員会と協議済